

### 令和3年3月から一部医療機関でマイナンバーカードが 国民健康保険証として利用できるようになります！

#### 〈マイナンバーカード取得による3つのメリット〉

##### ①保険証としてずっと使えます！

就職や転職、引越しをしても保険証の切り替えを待たずにマイナンバーカードで受診できます。※保険者への加入の届出は引き続き必要です。

##### ②将来的に手続きなしで限度額以上の一時的な支払いが不要になります！

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額以上の支払いが免除されます。

##### ③健康管理や医療の質が向上します！

マイナポータルで、自分の特定健診情報を確認できるようになります。

また、令和3年10月からは自分の薬剤情報も確認できるようになります。

◇保険証として利用する際は、医療機関や薬局ではICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー（12桁の数字）は使われません。

◇保険証として利用できる医療機関・薬局は順次、厚生労働省のホームページに掲載されます。医療機関・薬局によっては3月から保険証として利用できない場合もあります。

役場では、マイナンバーカードの申請受付を実施しています。

- |            |                                                                                                                               |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 受付時間   | 平日の8時30分から17時15分まで（水曜日は19時まで）                                                                                                 |
| (2) 実施場所   | 住民課窓口                                                                                                                         |
| (3) 実施内容   | 申請に必要な写真の撮影及び申請の受付                                                                                                            |
| (4) 持参するもの | ・通知カード（紛失した場合は、申請時にお申し出ください）<br>・身分証明証（免許証、パスポート、住民基本台帳カード、在留カード、身体障がい者手帳など）<br>※上記以外は2点の証明が必要になります。<br>（健康保険証、診察券、通帳、年金証書など） |

問い合わせ 住民課 ☎55-3112（国保担当）

### 優しさは、心を結ぶ ～コロナに負けない社会を～

県では、新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷等の防止を呼びかけ、共感の輪を広げるため、皆さまの優しさや励ましの気持ちをハートにして届ける特設サイトを開設しました。今こそ、「優しさは、心を結ぶ。」を合い言葉に、共にこの感染症を乗り越えていきましょう。

#### ◆問い合わせ

県庁男女共生課 ☎024（521）7188

HP

福島県 優しさは心を結ぶ

検索



## 債権の適正管理に向けて研修会開催



中山幸雄アドバイザー



研修の様子

村では、未収金（滞納金）の徴収をさらに進めるため、滞納金対策に取り組んでいます。

今年度は、福島県が実施する税の徴収率向上や職員のスキルアップを目的とした市町村税滞納整理スキルアップ支援事業を活用し、福島県保健福祉部国税徴収アドバイザー中山幸雄さんを招き「債権管理に関する研修会」を開催しました。受講した職員 60 名は、地方税法や国税徴収法、滞納整理のための手法について理解を深めました。

今後、村の債権（各種税金、使用料など）の適正管理のための統一的なルールとして、「平田村債権管理条例」を制定する予定です。この条例は、村の債権管理に関する事務処理について必要な事項を定める事により、財政の健全化と村民負担の公平性を確保し、債権管理の適正化を図るため制定するものです。これまで以上に、未収金（滞納金）対策強化のための環境整備を進め債権の適正な管理に取り組んでいきます。

## NET119 緊急通報システムのご案内

NET119 は、スマートフォン等からインターネットを利用して 119 番通報ができるサービスです。

聴覚や言語機能の障害によって音声での会話が困難な方が、いつでも全国どこからでも通報場所を管轄する消防本部へ、音声によらない通報をすることができます。



### ●ご利用対象者

聴覚・言語機能に障害があり、音声電話による通報が困難な方がご利用いただけます。

### ●NET119でできること

- ・事前に「自宅」や「よく行く場所」の住所を登録することで、簡単に通報場所を伝えることができる。
- ・GPS機能によって、外出先からの通報でも素早く通報場所を特定して知らせることができる。
- ・音声読み上げ機能で、周りに代理通報を頼むことができる。
- ・通報時には消防本部とチャットにより詳しい状況を伝えることができる。
- ・消防本部へは通報が送信されない状況で、実際と同じ操作の練習を行うことができる。

### ●利用方法

緊急通報システムのご利用を希望される方は、事前の登録が必要です。事前登録の方法や通報の手順について、詳しくはQRコードを読み取りいただくか、当消防本部ホームページをご確認ください。



問い合わせ 須賀川地方広域消防本部 ☎ 0248-76-3111